

第 1 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 2 年 2 月 28 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 2 年 3 月 2 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 2 年 3 月 2 日 午後 2 時 30 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	松 岡 幸 治
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	藤 井 栄 治
税 務 課 長	市 原 修 二	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
人 権 啓 発 課 長	園 田 達 也	市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み
まちづくり課長	荒 木 仁	水 道 課 長	浅 久 野 浩 輝
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	本 山 英 二	議 会 事 務 局 次 長	山 本 繁 樹
-------------	---------	---------------	---------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 阿蘇市教育支援委員会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 阿蘇市防災会議条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 8 号 | 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 10 号 | 阿蘇市隣保館条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 11 号 | 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 12 号 | 阿蘇市保育所条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 13 号 | 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 14 号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 15 号 | 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 16 号 | 阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 17 号 | 阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について |
| 日程第 20 | 議案第 18 号 | 阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について |
| 日程第 21 | 議案第 19 号 | 阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 22 | 議案第 20 号 | 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 23 | 議案第 21 号 | 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について |

日程第 24	議案第 22 号	令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
日程第 25	議案第 23 号	令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
日程第 26	議案第 24 号	令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程第 27	議案第 25 号	令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
日程第 28	議案第 26 号	令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
日程第 29	議案第 27 号	令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
日程第 30	議案第 40 号	阿蘇市建設計画の変更について
日程第 31	議案第 41 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 32	議案第 42 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 33	議案第 43 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 34	議案第 44 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 35	同意第 1 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 36	同意第 2 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 37	同意第 3 号	阿蘇市教育委員会委員の任命について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。11 番議員、市原正君につきましては、所定の手続きを経まして遅参の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりあります。

日程に入ります前に、市長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。2 月 28 日、議会終了後の 18 時 45 分ごろ、大西熊本市長から電話がありました。内容は、新型コロナウイルスに感染した熊本市土木作業員について、担当職員が工事現場を阿蘇市と間違ってしまう、大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでしたというおわびの連絡がございましたので、議会、市民の方々にご報告をいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明をおわります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。

ただ今、議題としていただきました報告第 1 号、専決処分の報告について、ご説明いたします。

議案集の 1 ページをお願いいたします。提案理由でございますけれども、本件は令和元年 8 月 6 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公営住宅敷地内の物損事故について、同年 12 月 23 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分の詳細につきましては、2 ページをお願いいたします。損害賠償の額とそれに伴う和解事項でございます。

まず、損害賠償の相手につきましては、記載のとおりでございます。事故の詳細でございますけれども、令和元年 8 月 6 日午後、阿蘇市一の宮町宮地 4613 番地 4、西古神団地 25 号横の駐車スペースにおいて、台風 8 号の発生に伴い、市営住宅の外壁材の一部が暴風にあおられ、駐車してあった甲所有の車両の表面を損傷、甲に損害を与えたものでございます。損害賠償の額でございますが、市は甲に対し 1 万 9,800 円を負担する。甲の損害額 1 万 9,800 円、市の過失割合 10 割となっております。和解事項でございますけれども、本件事故に関して、今後双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明を申し上げますと、現場は簡易耐火造り平屋建ての西古神団地になります。長屋タイプの側面の駐車スペースに駐車してあった甲車両に住宅建物の破風の部分、よこの部分ですけれども、その一部が暴風によって剥がれ、ぶら下がったまま風にあおられ車の左側ドアミラー及びドアに擦り傷を与えたものでございます。常日ごろから建物の傷みなどについては注意を払っているところでございますけれども、台風シーズン前には建物の点検・確認などを強化してまいりたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。以上で報告を終わります。

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2、報告第 2 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。報告第 2 号、専決処分の報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございますけれども、本件は令和元年 10 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した公用車の物損事故について、令和 2 年 2 月 13 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

4 ページ、専決処分書をご覧ください。

まず、損害賠償の相手でございますけれども、記載のとおりでございます。事故の詳細でございますが、令和元年 10 月 30 日午前 9 時 40 分ごろ、阿蘇市一の宮町宮地 4659 番地 7 南方 100m 先路上において、経済部農政課の職員が運転する公用車が甲の所有する車両と出会い頭に衝突し、甲に損害を与えたものでございます。損害賠償の額でございますけれども、市は甲に対し 75 万 7,424 円を支払うということで、甲の損害額でございますが 94 万 6,780 円、市の損害額 23 万 5,162 円でございます。甲の過失割合でございますが 2 割、市の過失割合といたしまして 8 割でございます。和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認するとしてございます。

若干補足説明をさせていただきます。本件につきましては、同日古神 1 区居住の住民の方から庭がイノシシにより荒らされているとの連絡がございました。当該職員と農政課同僚職員とで状況確認のため、一の宮運動公園西側の市道八木殿線を被害現場に向かうため公用車で走行中、阿蘇中央地区農免道路との交差点におきまして、一旦停止後、交差点に進入した際に左右確認が十分でなく、アゼリア方面から走行してきた甲の所有する車両に気づかず衝突したものでございます。

今後、業務中の安全運転の徹底につきまして、同乗する職員も含めた十分な安全確認など、安全運転に努めるよう指導したところでありまして、課内全体での一層の事故防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。以上で報告を終わります。

ます。

日程第 3 議案第 1 号 阿蘇市教育支援委員会条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案第 1 号、阿蘇市教育支援委員会条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、本件は学校教育法施行令の改正に基づき、教育上、特別な配慮を要する児童及び生徒への適正な就学及び早期からの一貫した教育的支援を図るため、本条例を制定するものでございます。現在、阿蘇市就学指導委員会規定に基づきまして、児童生徒への支援を行っているところでございますが、今回、施行令の改正に伴い、条例を制定して支援を行っていくものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。ただ今説明がありました議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」から議案第 27 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」、議案第 40 号「阿蘇市建設計画の変更について」から議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までは、ご承知のように会期中に日程に従って各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 3 条の委員会の構成ですけれども、内容的に現在の教育委員会と事務局の内容とあまり変わらないと思うんですけれども、わざわざこの委員会をつくる意味というがあるのか、疑問に思うんですが、つくらないといけないもんですかね。あんまり委員会ばかりつくっても仕方ないと思うんですけれども、その委員会をつくる必要性の説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてご説明をさせていただきます。

組織につきましては、各教育事務所、支援学校の先生方、医療センターの先生方に入っております。今回、条例を制定するに当たりましては、特別職の報酬支払に当たりまして、条例の制定が必要であるということが一つでございます。今までは、就学指導委員会ということで規定を設けてやっておりましたので、条例に併せまして就学指導という言葉が適切ではなかろうということで、今回、条例制定に併せて教育支援と文言を変えて条例を

制定しているところでございます。ですから、新たにつくるというよりは、就学指導委員会そのものが名前を変えて条例に制定されたということでございますので、組織としては新たにつくるものではないということでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

この中にあります、提案理由の説明の中に特別な配慮を要する児童及び生徒という、そこら辺をちょっと具体的な言葉でお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 幼稚園、保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校という、就学の段階におきまして、それぞれなかなか具体的にはちょっと申し上げにくいところがありますけれども、どうしても障がいがあったりする子どもさんについては、通常の教室で他の子どもさんと同様にというわけにはいかない部分もありますし、場合によっては支援学校あたりに行ったほうがという部分もございますので、そういったところを協議する組織というところで、そういった子どもさんあたりを各段階において、それぞれの機関で協議をして、よりよいその就学が図られるということを目的にやる委員会でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

今の五嶋さんの質問にちょっと似ているんですが、この配慮を要する児童生徒及び就学前の子どもさんというのが大体阿蘇市にどれぐらいいらっしゃるのかと、あとこの委員会の方々は何か問題が発生したときに召集するのか、定期的に会議をやっていかれるのか。そこらの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 数については、ちょっと今の段階で詳細に手持ちがございませんが、委員会につきましては就学前の段階ということで、既にもう今年の部分については協議が終わっているということで、就学前に行います。それと、就学後もそれぞれの子どもあたりの適正部分であったりというのを、それぞれの保育園と小学校の担当者、学校長あたりが協議をするという場でございますので、年に2回ほど全体会を開きます。それと、中学校の校区を1つのブロックとしまして、ブロック会議というのも年数回開催をさせていただいているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第2号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第2号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等

の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 7 ページからになります。7 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 2 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、飛びまして 20 ページになります。本件は、国家公務員に準じた給料表への改定等を行うために、本条例の一部を改正するものでございます。

主要な改正の内容、概要としましては、大きく 2 点になります。

まず 1 点目として、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与につきまして平均 0.1%、俸給月額の改定を昨年 4 月 1 日に遡るものでございます。

2 点目といたしまして、職員の勤勉手当、市議会議員、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げる改正となります。この支給率の引き上げにつきましては、令和元年度分につきましては 12 月支給分に 0.05 月を加算、令和 2 年 4 月 1 日以降は、この上乗せ分であります 0.05 月分を 6 月と 12 月にそれぞれ 0.025 ずつ割り振る 2 段階での改正となっております。また、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正として上程をさせていただいておりますけれども、関係条例 7 本を一度に改正をさせていただくものとなっております。

それでは、順次説明をさせていただきます。

まず、給料表の改正でございます。7 ページ中段から下になります。別表第 1 といたしまして、一般職の職員の改正後の給料表を掲載いたしております。

10 ページをお願いします。10 ページに別表第 2、ア、医療職給料表 1 といたしまして、病院等に勤務する医師及び歯科医師の給料表を、12 ページをお願いします。12 ページにイ、医療職給料表 2 といたしまして、薬剤師、栄養士、診療放射線技師等の給料表。14 ページをお願いいたします。ウ、医療職給料表 3 といたしまして、看護師、保健師等の改正後の給料表をそれぞれ上げさせていただいており、附則によりまして、この新しい給料表の適用につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に遡っての適用といたしているところでございます。

それでは、給料表以外の改正につきまして、新旧対照表を基にご説明をさせていただきます。

21 ページからになります。21 ページ、第 1 条、阿蘇市一般職の職員の給料に関する条例の一部改正になります。表内第 20 条第 2 項第 1 号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を 12 月支給分において 100 分に 5 月、つまり 0.05 月分を加算し、12 月の支給率を 100 分の 92.5 から 100 分の 97.5 へと改正。特定幹部職員につきましても、同様の引き上げを行うものであります。

22 ページの表外の第 2 条をお願いします。先ほど 12 月分に加算しました 0.05 月分を 6

月期と 12 月期分にそれぞれ 0.025 月ずつ均等配分するものであり、令和 2 年 4 月 1 日からの適用といたしております。

23 ページをお願いします。23 ページ、上のほう、表外の第 3 条になります。まず、表内の第 7 条をお願いします。一般職の給与改定に併せまして、特定任期付き職員の給料月額を 1,000 円上乗せし 37 万 5,000 円とするものであります。下の方になります。第 8 条、第 2 項、特定任期付き職員の業績手当、いわゆる期末手当になりますけれども、同じく 100 分の 5 月分を 12 月に加算、そして 24 ページ、第 4 条におきまして加算いたしました 0.05 月分を令和 2 年 4 月以降、6 月と 12 月分に 0.025 月分均等加算するものになります。

24 ページ、下のほうになります。第 5 条及び 25 ページの一番上、第 6 条になります。市議会議員の期末手当の支給率の改正。25 ページ中段の表外の第 7 条及びその下、第 8 条につきましては、市長、副市長の期末手当の支給率の改定になります。26 ページに入りまして、26 ページの第 9 条及び、その下、第 10 条につきましては、教育長の分。そして 27 ページ、11 条、12 条につきましては、病院事業管理者の期末手当の改正となります。まずは、令和元年 12 月支給分について 0.05 月分の上乗せを行う改正を行った上で、令和 2 年 4 月 1 日以降、6 月期と 12 月期にそれぞれ 0.025 月分均等配分を行う 2 段階での改正といたしております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 3 号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 3 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案集 29 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 3 号、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、36 ページをお願いします。一昨日の全員協議会の中でも一部ご説明を申し上げましたけれども、地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うために本条例の一部を改正するものでございます。これまで、特別職の非常勤として位置づけがなされておりました特別職の範囲につきまして、法改正によりまして専門的な知識、経験、識見を有するものが就く職であって、その知識・経験等に

基づき助言・調査等を行うものと厳格化の規定がなされたこと。併せまして、労働性の高い職につきまして、会計年度任用職への移行とされることとなりました。この厳格化によりまして、これまで規定されておりました特別職について、全体的に見直す必要があることから、今回改正を行うものであります。今回この改正案におきまして、13 の関係条例を改正することといたしております。例を申し上げますと、区長さんでありますとか、交通指導員、地籍調査実施推進委員、公民館長、分館長等については、これまでの非常勤の特別職から除外されます。行政サポーター、あるいは有償ボランティアとして特別職から外れたことになってきます。また、消費生活相談員でありますとか、コミュニティセンター、カルデラ阿蘇の指導員等につきましては、非常に労働性が高いことから、会計年度任用職員として新たに任用されることとなります。

37 ページ、新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。表外の第 1 条、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正になります。別表第 2 としまして、右側の改正前の文が書いてありますけれども、その中で、右側、改正前の下線が引いてある特別職が今回法改正により有償ボランティアでありますとか、会計年度任用職員に移行する職であります。左側、改正後の分でありますけれども、下線の引いてある職が例規全体を見直した中で新たに非常勤の特別職として位置づけを行った職になってきます。

43 ページをお願いします。表外第 2 条といたしまして、阿蘇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正になります。今回の法改正に伴います所要の改正として、今回改正を行うものでございます。これまで月額支給といたしておりました山上勤務手当、税務手当、生活保護業務手当等の各種特殊勤務手当につきまして、勤務実態に応じて月額支給から日額支給へと改正するものとなります。

44 ページ、表内の第 5 条をお願いします。日額 500 円の徴収手当を新設。45 ページ、感染症防疫作業手当につきましては、これまでの 230 円から 290 円と改正を行うものとしております。

45 ページ、表外第 3 条の阿蘇市職員等の旅費に関する条例、同じく表外の第 4 条、阿蘇市職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

以下、それぞれ上位法の改正に伴います文言及び所要の改正となっております。

49 ページをお願いします。49 ページ、一番上、表外の第 10 条になりますけれども、阿蘇市行政区設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。区長の職につきまして、法改正によりまして特別職の非常勤職員に該当しなくなったことから、今回、これまでの阿蘇市行政区設置条例の条文中第 2 条から第 9 条までを削除、今後新たに阿蘇市区長設置規則を別途設けまして、その規則の中で目的や委嘱、解嘱に関する事項、任期等について別途規定することといたしております。これまで市長の任命でございましたけれども、市長からの委嘱というふうに変わりますけれども、業務内容については大きく変更するものではございません。

なお、本条例、いずれも令和 2 年 4 月 1 日の施行といたしております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 4 号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 4 号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 55 ページをお願いします。議案第 4、阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は地方公務員法の規定に基づき、退職した職員の再就職に関する透明性を高め、市民の信頼を確保するため本条例の一部を改正するものでございます。

そもそも本条例につきましては、退職後に再就職した元職員が現役職員への働きかけを規制する条例でございます。退職する 5 年以上前から課長以上の職にあったものは、退職後、2 年間は当該執行機関の職員に、契約あるいは処分・認可等について働きかけを行ってはならない、そういった旨を規定したものでございます。今回新たに第 4 条といたしまして、課長級以上で退職した職員が営利企業等に就いた場合、その届出を受けた任命権者は、速やかにその届出があったことを市長に報告をするとともに、併せて第 2 項といたしまして、市長のほうはこの規定による報告を取りまとめた上で、規則で定める事項、指名でありますとか、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称や業務の内容等を公表する規定を追加するものでございます。第 4 条の追加により、これまでの第 4 条を第 5 条と繰り下げるものとなります。

なお、附則といたしまして、本条例につきましては、交付の日から施行することといたしております。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 5 号 阿蘇市防災会議条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、議案第 5 号「阿蘇市防災会議条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 57 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 5 号、阿蘇市防災会議条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず提案理由でございますけれども、本件は令和 2 年 4 月 1 日から市の組織の一部を再編し、新たに政策防災課を設けることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。全国的な大規模自然災害の脅威が増す中に、国におきましても国土強靱化基本計画を策定、予算面においても重点的に配分するなど、防災対策を強力に推進がなされております。本市におきましても、度重なる災害を経験し、より災害に強いまちづくりを進めるためには、やっぱり国の施策と連動した政策的な防災対策が必要となります。こういったこれらの課題に対応すべく、現行の総務課、防災対策室の機能強化を併せまして、財政課の企画係、総務課の秘書広報係を統合することで、組織的かつ政策的な防災・減災事業が展開できるよう令和 2 年 4 月 1 日からの政策防災課の設置に至ったところでございます。この政策防災課の設置に伴いまして、関係条例 4 件を改正するものでございます。

58 ページをお願いします。第 1 条の阿蘇市防災会議条例から第 4 条まで、阿蘇市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、4 件でございますけれども、この条文中、それぞれ総務課ないし財政課の文言を総務部政策防災課に変更する改正でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

この総務政策防災課の規模はどの程度になりますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 職員の規模でございますが、現行のそれぞれの係を統合するという形でございますので、各係が 3 名ないし 4 名でございまして、これを 3 つの係ということになります。合わせまして大体 12 名程度という形になるかと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 6 号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 6 号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 59 ページをお願いします。ただ今、議題としていただきました議案第 6 号、阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、63 ページになります。本件は、上位法であります行政手続等における通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、まずこの阿蘇市行政手続等における情報通信の利用に関する条例につきましては、これまで国の法律であります行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき制定を行っておりました。しかしながら、国のほうにおいても情報化社会に対応すべく国の法律の名称、その他が新たに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されましたことから、改正するものでございます。

64 ページをお願いします。新旧対照表を基にご説明を申し上げます。

まず、表外第 1 条であります。阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について、まず条例の名称そのものを阿蘇市情報通信技術の利用に関する条例に改めますとともに、条例の題名の次に、目次及び第 1 章から第 6 章、附則を追加いたしているところでございます。表内の第 1 条の目的だけご説明をさせていただきます。この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は機械における格差の是正、その他の情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続き等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動のさらなる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することといたしております。

65 ページをお願い申し上げます。表内に第 2 章としまして、新しく情報システム整備計画として第 3 条に、また第 4 条を新たに追加いたしているところでございます。

70 ページをお願いします。第 9 条といたしまして、適用除外の規定を追加いたしております。

71 ページをお願いします。71 ページの上のほうですけれども、第 10 条といたしまして添付書面の省略、その下、第 5 章といたしまして第 11 条に情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正について新たに規定を行うものでございます。

72 ページをお願いします。表外の第 2 条になります。阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正になります。上位法の改正によりまして、6 条第 2 項を削除するとともに引用条文の改正を行うものでございます。なお、施行につきましては、交付の日から施行するところといたしているところであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 7 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 7 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 74 ページをお願いします。ただ今、議題としていただきました議案第 7 号、阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。82 ページをお願いします。本件は、特定の個人情報を取り扱う各種例規の改正に伴いまして所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。現在、マイナンバーの利用が既に開始されておりますが、俗に言う番号法におきましては、マイナンバーの利用範囲を福祉、保険、医療の社会保障分野、又は税の分野、防災分野に限定がなされております。ただ、原則禁止とした上ではありますけれども、一部を例外的に許可がなされております。例外的に許可する条件としまして、条例に、何の事務で特定個人情報を利用又は提供するのかを明記することで、マイナンバーの活用が可能とされているところであります。別表第 1 に対象となる事務、独自利用の対象となる事務の名称を記載いたしております。第 2 表に、この事務で取り扱います特定個人情報を、また別表第 3 に実施機関間の情報連携について規定がなされているところでございます。

それでは、83 ページ、新旧対照表からご説明をさせていただきます。

まず 83 ページ、右側の列、一番下になります番号の 6 番、阿蘇市児童医療費助成に関する条例による児童医療費助成に関する事務、また 84 ページの右側の一番上、阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例等につきましては、先の議会で条例を廃止、18 歳までの医療費を無償化とする子ども医療費助成に関する条例、これを新たに制定されましたことから、事務の名称を 83 ページ目の左側、改正後の分、左側の 6 番、阿蘇市子ども医療費助成に関する条例うんぬんと改正を行うところでございます。

85 ページをお願いします。85 ページの右側になります。16 番、市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による幼稚園就園奨励費の支給に関する事務、これにつきましては、幼児教育・保育無償化に伴いまして事務そのものがなくなったために削除となっております。

戻っていただきまして、84 ページをお願いします。84 ページ、右側の一番下になります。要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱による就学援助に関する事務、これにつきましては、事務の名称が就学援助に関する事務、就学援助要綱と改変されたために 85 ページの 17 番として改正を行っているところでございます。記載序列の変更も行いましたし、一部

条例関係の改正によりまして、これまでの 20 事務を 18 事務とする別表 1 の全部を改正するものになります。別表第 2 につきましては、それぞれの事務で取り扱います特定個人情報についての規定であり、別表第 1 の改正に併せ全部改正を行っております。

99 ページをお願いします。99 ページの下の方、別表第 3 になります。これにつきましては、実施機関、例えば市長部局と教育委員会部局であるとか、そういった実施機関同士の情報連携に関する規定、どの特定個人情報を利用又は提供するかの規定でございます。100 ページの番号 2 について、その事務の根拠となる要綱がこれまでの要保護及び準要保護児童生徒就学援助費給付要綱から就学援助要綱へと変わったこと。また 100 ページの一番下になります。右側、市立幼稚園就園奨励費補助金の交付事務につきましても、幼児教育の無償化に伴い削除するなど、表の全部改正を行っておるものでございます。

これにつきましては、令和 2 年 4 月 1 日からの施行といたしております。

ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

10 番議員、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番議員、菅でございます。

74 ページの別表第 1 に、市長部局に生活困窮する外国人に対する生活保護の措置についてということで書いてありますが、これ、外国人の就労する人が大変多くなっております。これは、日本国籍を持った人の外国人なのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） すみません、今現在、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご回答させていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 今までの、資料がないということでちょっとわかりづらいかと思いますが、今まで阿蘇市の中でこういった事例があったのか。これは、昭和 29 年の 5 月 20 日ということで今まで年数がたっておりますが、そういった事例があったのか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますが、いいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 11 時から再開いたします。暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 先程の休憩前の質問なんですけれども、まず生活保護法のこの通知の部分がどこを指すのかという部分なんですけれども、一応生活保護法自体では、「外国人

の方の生活保護というのは法の範囲には入っておりませんが」という前提の下で、この通知の中で、しかし「それに準ずる手続きを行いなさい」ということになっております。その中で準ずる手続きというのが、外国の方で日本に来て生活に困っている場合は、基本的にはその方の本国に問合せをして、こういう困っている人がいますよといったときに、本国が対応されるならもちろんそれでいいんですけども、向こうが対応されないとか、そういった場合は、やはり日本国で暮らしている方ということで日本国のほうが見るという制度になっております。その中で、通知の中では在日の韓国人とか、北朝鮮人の方、この方の部分については、その問合せをする必要はないということなので、実際、件数としては出てくるということになります。

阿蘇市で今まであったかどうかという部分については、件数とかそういう部分は控えさせていただきますけれども、あったということだけお伝えしておきます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 8 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 8 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 102 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 8 号、阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件は新たに機能別団員制度を導入したいので、所要の改正を行うとともに消防団の定数を見直す必要があるために本条例の一部を改正するものでございます。

103 ページ、新旧対照表に基づき説明を申し上げます。

まず、第 2 条、消防団員の定数でございます。834 人から 780 人へと改正を行うものでございます平成 31 年 4 月 1 日現在の実団員数 72 班、総勢で 738 名となっております。このうち班員数が 7 人以下の班もございますので、この班の必要団員数を 42 名として現在の 738 人に 42 名を加え定数を 780 人に改正するものでございます。

次に、第 3 条任命について、第 1 号の条文をわかりやすく、「居住もしくは勤務又は通学するもの」と改正。併せて、第 4 号になりますけれども、新たに機能別団員制度を創設いたしております。任命の要件としまして、第 4 号に「団員等の経験があるもの及び団長が特に認めるもの」としたところでございます。この機能別団員、いわゆる OB 団員につきましては、あくまでも消防団 OB として地域内、所属分団内での活動といたしているところでござ

います。出初め式の式典等の参加は義務でもありませんし、活動中の事故等については、当然補償は行います。しかしながら、第 13 条にあります年額の報酬につきましては、機能別団員を除くということで規定をさせていただいているところでございます。

附則といたしまして、施行の期日を令和 2 年 4 月 1 日とさせていただいております。

ご提案申し上げますので、ご審議よろしく願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

16 番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 関連がありますので、消防の内容についてお尋ねをします。消防の行事等に出席しますと、各部各班の出動人員に大変な差があります。そういったことから、出動参加の依頼、これは強制はできないと思いますが、出動の依頼あたりはどのようなことをやっておられるか。

それともう一つは、これも以前から提案をしておりましたけれども、団員確保がやっぱり厳しい地区があると思うんですよ。そういった地区は、班を統合することによってそれを克服して、それを補う意味から機材の高度化でそれに対応していただいたらどうかという提案を何回かしておりましたけれども、消防団の皆さんとそういう協議をされたのかどうか。とにかく、出初め式とか操法大会に行きますと、非常に出動の多い班と非常に少ない班と目立ちます。強制力はないと思いますが、そのあたりの指導といいますか、依頼はどのようにしておられますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

消防団の活動につきましては、それぞれの幹部会等々の、特に出初め式でありましたり、操法大会、こういったものについては、もう半年前から予定を決めていくんだということで、その日は必ず出ていただくようにと、予定をここに空けといてくれということで周知を図った上で欠席が無いようにと取り組んでいます。ただし、消防団の方々、それぞれがやっぱりお仕事を持たれて、なかなか我々公務員のように土日が必ず休みという形にもなってない職場も多ございます。そういったところからなかなか出動人員が少ないという状況があつておるという現状でございます。

それから、班の統合、機材の高度化という形でのご提案をいただいているところでございます。こちらにつきましても、幹部会で統合をやっていかなともうやっていけないという部分もあるんじゃないかということも幹部会の中でもお話して、地域、またそれぞれの地区、各行政区、そちらのほうともよく話し合って、そういった統合も視野に入れたところで考えていかなければならないという状況にも来ているということを幹部会でもお話しさせていただいているところでございまして、必要な部分については、今後そういったところも併せて取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 今、総務課長のお答えのとおり、なかなか消防団の皆さんはボラ

ンティア的な部分が多いもんですから一概には言えないと思いますけれども、見てみますと地域性が非常にあると思うんですよ。参加人数の多い地域と少ない地域と、たまたま出席ができないんじゃないくて、少ないところはいつ見ても少ない。多いところは、やっぱり多くの団員の人が出席していただく。努力をされていると思うんですよ。そのところを、なかなか行政から一概にお願いはしづらいと思いますけれども、やはり幹部会あたりでもう少し徹底した指導をお願いするような働きかけをお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今伺いましたご意見を幹部会につなげてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 五嶋です。

今のに関連してですが、この機能別団員というのを、これは普通のところで一回辞めた人がまた団員として入っていることもあります。そこをわざわざ機能別団員として分ける必要があるのかどうか。機能別団員になれば報酬はないわけですから、一回辞めても、また普通の団員ということで入れれば消防団員として認めるわけですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今まで、例えば班長でありましたり、部長等を務められた方がそのまま残ってくれということで班員として残るという形はございました。ただ、それでもやはり団員数が足りないという部分もございまして、今回 70 歳までの方々、そういったところを視野にこの機能別団員制度で地域で火事が起こりました際には、勤め先で、日中、特に「私たちは田んぼ、畑におって、いつでも、昔、ポンプも扱ったことがあるので、いつでも出ていかれるとばってん、俺達はやっぱり機械操作されんもんな」という声も上がっておりまして、こういったことに対応するためにそういった方がポンプ機械操作に、又は車両に乗ったり、そういったときにも補償制度を、身分を確実なものにしていくという形でこの制度を始めたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 9 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 9 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 104 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 9 号、阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容については、105 ページ、106 ページの新旧対照表でご説明をいたします。

まず第 2 条になりますが、これは上位法の改正に伴いまして、印鑑登録を受けることができないものについて、これについては、これまで「成年被後見人」となっておりましたが、今回、「意思能力を有しないもの」と改めるものでございます。これは、成年被後見人でありまして、意思能力を有するものは、法定代理人が同行し、その本人による登録申請があるときは申請を受け付けることができるようになったものでございます。

次に、第 5 条及び第 6 条につきましては文言を整理するものでございまして、第 5 条第 3 項の「記録されている」を「記載」に改めまして、以降の括弧書き分も加えるものでございます。なお、第 6 条の記載以降の括弧書き分につきましては、前の条文に明記されましたので、今回削除いたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 10 号 阿蘇市隣保館条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 10 号「阿蘇市隣保館条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 107 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 10 号、阿蘇市隣保館条例の一部改正について、説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、108 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。これまで、以前になりますが、役犬原にあるコミュニティセンターにつきましては、当初指導員が館長職に就いておりました。また、カルデラ A S O につきましても、名称を変更する前の中通隣保館時代は館長として配置をしておりましたが、現在はそれぞれ所長、指導員、コミュニティセンターには介護指導員もおりますが、それらの配置のため、館長の役職を削除し、条例を整備するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 11 号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 11 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 109 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 11 号、阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、110 ページの新旧対照表でご説明をいたします。

まず、第 15 条につきましては、上位法の改正により条項の番号を変更するものでございます。

次に、第 16 条につきましては、上位法が改正されたことに伴い、災害弔慰金、災害見舞金、それぞれの支給に関する事項を調査・審議するため、その機関を置くよう努めることとされましたので、今回設置するものでございます。なお、これまでも審査会というのがございました。この部分につきましては、熊本地震に限った機関でございましたので、今回正式に条例化することで、全ての災害に適用するという機関になります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 12 号 阿蘇市保育所条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 12 号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 111 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 12 号、阿蘇市保育所条例の一部改正について、説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は阿蘇市立波野保育園の移転・改築に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、112 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。今回、阿

蘇市立波野保育園を阿蘇市立波野小学校敷地内に移転改築いたしましたので、その住所地、位置を現在の「赤仁田 296 番地 2」から「波野 3742 番 1」に改めるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 13 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 15、議案第 13 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 113 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 13 号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。

122 ページの提案理由をお願いいたします。本件は、幼児教育・保育無償化による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、123 ページから 155 ページの新旧対照表に記載をいたしておりますが、主なものにつきまして説明をいたします。

まず今回の改正は、昨年 10 月 1 日からの保育料無償化に伴う副食費の徴収や子育ての施設等利用給付の認定関係などの改正となります。従いまして、利用料、いわゆる保育料の無償化自体は上位法の子ども子育て支援法施行令で改正をされております。阿蘇市においても、保育料につきましては規則で定めておりますので、無償化自体についても規則で改正をいたしております。

今回の条例改正につきましては、主に 2 つに分けられます。非常に長いですが、要点は 2 点でございます。

まず 1 つ目は、128 ページからの第 13 条第 4 項以降になります。これは、食事の提供に関する費用の取り扱いであります。俗に言う副食費、主食関係でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、保育認定の 3 歳以上につきましては、これまで保育料の中にこの費用が含まれておりましたが、新たに副食費分を保護者から徴収することになったことによるものでございます。いわゆる保育料自体が無料になりましたので、新たに徴収という分でございます。また、除外部分といたしまして、年収 360 万円未満相当の世帯及び、これは全所得層の階層になりますが、第 3 子以降の 3 歳以上の園児に対する副食費、これは 18 歳以下の児童がおれば、第 3 子の分についても、これは熊本県と阿蘇市特有の制度でございま

すが、徴収可能から除外するということが今回明記されております。

次に、2 点目になりますが、これは 123 ページから 155 ページにおきまして、文言の修正といたしますか、改正を行っております。それぞれ各新旧対照表の中に 100 箇所以上、この文言が出てまいります。その内容は、支給認定という言葉でございます。これを今回条例改正によりまして、教育・保育給付認定という形に用語を改正するものでございます。支給認定の中には、保育園、幼稚園等の認定部分、いわゆる 1 号、2 号、3 号、この部分もありましたし、一時預かりや病児保育、ファミリーサポートの部分も含んでおりました。今回この一時預かりとか、病児保育、ファミリーサポートにつきましても、条件はございますが、認定を受けた場合は、今回この分も無償化という形になります。従いまして、この部分については新たに施設等利用給付認定という形で創設されましたので、この部分の給付と、いわゆる 1 号、2 号、3 号の分の認定の部分を区別するために用語改正をいたすものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番議員、河崎ですけれども、今の説明、よくわかりましたけれども、一つお尋ねいたします。この保育園事業ですね。公営化と民営化というのはどういう開きがあるわけですか。公設と民営の。この条例は同じだと思いますけれども、公営でやる方法と民営でやる方法の違いもあると聞きますけれども、どんな違いがあるんですかね。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 一応、経営主体が市であるか、民間の法人であるかの違いで、保育内容については変わりはありません。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今の答えもよくわかりますけれども、経営の仕方にはやっぱり公営と民営は違うところがあるとはっきり聞いておりますけれども、その違いはどこにあるのかをお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 基本的には、先ほど課長も言ったように、すべて公営も民営も一緒です。ただ、民営につきましてはそれぞれの事業所がございます。それぞれの特色を出そうといたします。園児を獲得しようとするので、それは企業努力という形に思っております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、部長の答えもよくわかりますけれども、要するに副食費の国の補助あたりはどうなるのかを質問しているわけです。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） もしちょっと違っていたらなんですけれども、料金の徴収の話ですね。であれば、認定こども園については認定こども園が料金を徴収するようになってい

るということで、あとはもう保育料としてうちのほうが全部まとめて取るという形になっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 14 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 16、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 156 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 14 号、阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正による放課後児童クラブに従うべき基準の参酌化に伴いまして、職員の経過措置について変更可能となったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、157 ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、上位法の改正によります。支援員につきましては、これは研修を受けているものでございますが、各自治体の判断のもとでございますが、その期間を延長することができるようになりました。阿蘇市におきましても、支援員の確保、これは各放課後児童クラブにつきましてですが、この確保につきまして苦慮している状況を踏まえまして、5 年間延長をするものでございます。この延長の期間につきましては、各自治体で異なります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 15 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17、議案第 15 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案集の 158 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせ

ていただきました議案第 15 号、国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は大野川上流地区土地改良事業により造成された農業用排水施設である基幹水利施設に加え、その他施設を新たに管理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、159 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

大野ダムの事業完了に伴いまして維持管理を行っていくこととなりますが、令和元年 6 月議会で議決いただきました本条例の第 1 条中（基幹水利）を削除いたしまして、今後その他施設も含め一体的に管理していくものです。更に第 7 条中、大野川上流地域維持管理協議会を、その施設の利用者で構成する団体に改め、今後土地改良区連合への管理移行に向けての協議を行ってまいります。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） ただ今部長から説明をいただきましたけれども、この提案理由の中で、「その他施設に新たに管理する必要があるため」となっておりますけれども、それはどういうことかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ご質問にお答えいたします。

先般の全員協議会のほうでご説明いたしましたけれども、昨年 6 月にご承認いただきました基幹水利施設を含めまして、今回、国営施設の部分のその他施設ということで、幹線水路からファームpondまでの施設分をその他施設という形で位置づけまして、今回、基幹水利施設と一体的に管理をしていくということで、今回、条例の一部改正をさせていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 16 号 阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 16 号「阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案集の 160 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 16 号、阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は、貸与不能となった物品等の整理に当たり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、161、162 ページの新旧対照表にて説明申し上げます。

本件の改正では、キャンプ場の施設備品について、近年、貸し出しの需要がないものや老朽化で使用していない施設物品を整理し、正しい施設の情報で利用者に対応したいため、新旧対照表のとおり実状に応じた改正を行うものであります。貸しテント、貸しタープ以下を削除する内容となっております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 今、このキャンプ場の利用具合はどんな感じか、ご説明をお願いします。

それと、1 泊 1 室 1 万 5,000 円とか、1 室 2 万円とか書いてありますが、これは価格として適正でしょうか。ちょっと高いような気もするんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 平成 30 年度の利用のほうを言いたいと思います。平成 30 年度の古代の里の利用の人数なんですけれども、3,475 名ということで、これようやく平成 28 年の 7 割までは戻ったところでございます。収益としては 828 万円ということです。

利用のコテージの価格については、確かに安い方ではございません。ちょうど中間ぐらいでございます。近隣の同類のコテージと比較しまして、ちょうど中間ぐらい。今度も消費税に伴い上げなくてはというのはあったんですけれども、なので上げていません。この利用料金というのは、これが上限ということで、これから価格の、これ以下であれば価格を変えることは指定管理者の裁量でできるようになっています。なので、冬場、例えば落とすとか、そういったことも可能という範囲でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 経営は競争ですから、相場等を見ながら考えていただきたいというのと、コテージを借りた上にあれを借りたらいくら、これを借りたらいくらとか、そうなっていますので、これも出さんといかんとか、あれも出さんといかんとかという感じをお客さんは思われると思います。そこら辺も経営の一環の会議の中で検討していただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、議員のおっしゃったとおりでございまして、いろんなニーズに対応するには、ある程度指定管理者の運用の中でサービスに、もてなしに取り組んでいただく必要がありますので、そこはしっかり共有できているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 1 点だけ質問いたします。この表の一番下の廃止になるところに入

浴料が書いてありますけれども、お風呂とかはもう入れなくなるんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） これは、一つ、管理棟のところに浴室がありまして、その浴室が故障によりもう廃止をしたということで、10 棟のコテージには付いております。共同浴場が少し小さいのがありました。その分です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 17 号 阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 19、議案第 17 号「阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案集の 163 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第 17 号、阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は、貸与不能となった物品等の整理に当たり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、164 ページの新旧対照表をお願いいたします。先ほどの古代の里キャンプ場と一緒にございますが、今回の改正ではキャンプ場の施設備品について、近年貸し出しの需要がないものや老朽化で使用していない施設物品を整理し、正しい施設の情報で利用者に対応したため、新旧対照表のとおり実状に応じた改正を行うものであります。

カマボコ型天幕 20 人用以下を削除するような内容でございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これも先ほどと同じなんですけど、もうかなり老朽化が、このキャンプ場は進んでいると思います。先日行って見てところ、この天幕とか使っているというよりも、もう自分たちだけでテントを張って使っている団体もありました。そういった中で、形を今後考え直していくか、ある程度もう改装というか、トイレもそうなんですけれども、やっていくか、そういった計画とか、今後どうなっていくか。ちょっと関連ですので、よかったらお答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） こちらのほうは、底地が学園大の所有で、施設は熊本県がつくっておりまして、施設の管理委託を阿蘇市がやっているということでございます。熊本地

震からちょっと水道を埋設している分が破損しまして、その一部の修理に多額のお金がかかるということで、それが発端になりまして、今、あのキャンプ場をどうしていくのかというのは、正直いつも懸案事項に上がっておりまして、このことは現場でも2回熊本県の自然保護課と協議させていただいています。阿蘇市としては、とにかく現状をよくしてくれと、トイレをちゃんと全部使えるようにしてくださいということを一生懸命頼んでおります。形をどうするのかということ、全体的にあそこをどういった利用をしていくのかと、この2つで今協議がなされているところではあります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第20 議案第18号 阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第20、議案第18号「阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案集の165ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきます議案第18号、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は、バッテリーカーの導入に当たり、使用料を新たに定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、次ページの新旧対照表をお願いいたします。昨年の6月補正予算にて予算化していただきましたバッテリーカーの導入につきましては、現在4月からの供用開始に向けて最終的な準備を進めております。今回の改正内容につきましては、第2条第2項を削りまして、第10条中「無料」を別表のとおりに改めます。更に別表を改めまして、遊具広場を無料とし、バッテリーカーを1回100円と定めております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

バッテリーカーは、たしか4台だったと思うんですけども、外に放置しておくわけにはいけないので管理の仕方と、あときれいに舗装されていて走るようにはなっているんですけども、大体周回で1台がどれくらい所要時間がかかるのか。その2点、お願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） バッテリーカーの管理につきましては、中の方に、会場

に倉庫を一つ今回設けまして、その倉庫の中で保管するという形にしております。バッテリーカーですので、バッテリーのほうにつないで管理する必要がありますので、建物の中で管理をするという形になります。

それと、周回にかかる時間ですが、コース延長が大体 145mほどございまして、大体 1 周回るのがかなり速度が遅いので約 4 分ほどかかるという状況になっております。バッテリーカーの台数は 3 台でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 19 号 阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 21、議案第 19 号「阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 議案集の 167 ページをお願いいたします。ただ今、議題とさせていただきますました議案第 19 号、阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について、説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、本件は、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

今回、法の改正に伴いまして、本年 4 月 1 日から会計年度任用職員の制度の運用が開始されますので、非常勤職員や学校教育指導主事、公民館職員、スポーツ推進員等に関しまして、条例上、身分を明確化するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表のほうで説明をいたします。

169 ページをお願いいたします。一番上、第 1 条になります。阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る部分でございますが、四角囲いの上段、真ん中ほどになります。今では阿蘇市立学校の非常勤としていたものにつきまして、阿蘇市立学校に設置した地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤と文言を改めております。それから、四角囲いの下のほうになりますけれども、第 2 条、阿蘇市学校教育指導主事設置条例の一部改正に係る部分でございますが、今までは「指導主事は阿蘇市教育委員会が委嘱をする」であった部分につきまして、指導主事は地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に基づく会計年度任用職員とし、阿蘇市教育委員会が任命すると文言を改めております。2 項につきまして、報酬・手当等を明記したところでございます。

171 ページをお願いいたします。第 3 条、阿蘇市公民館条例の一部改正に係る部分でござ

いますが、今まで職員としていたところについて公民館職員と文言を改めております。それから、費用弁償に係る部分について、10 条のところを公民館運営審議会の第 5 項のほうに文言を変えて掲載をいたしております。

172 ページの四角囲い一番下になりますけれども、第 4 条、スポーツ推進員条例の一部改正に係る部分でございますが、今までは「委員は非常勤とする」としていたものについて、「委員は地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号の規定に基づく特別職の非常勤職員とする」と文言を改めております。

以上、4 月 1 日から運用が開始されます会計年度任用職員制度の制度に基づき、条例上、身分を明確化したものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これ、「負傷、疾病、障害又は死亡をいう」という文面がありますが、これは今回新型コロナみたいな感染性の病気も含めて対象となるのか。震災とかも、ちようど学校に行って診察しているときにそういった災害に遭ったとか、そういったものも入っていくんだろうとは思いますが、その範囲についてお伺いしたいのと、この補償についてはどこから補償されるのか。国が払うのか、何か保険何かに入っていて払うのか。ちょっとお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問の件ですが、大変申し訳ございません。手持ち資料としまして、範囲等についてはちょっと把握をしておりませんので、後で確認をして資料等をお配りしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 20 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 20 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今、議題とさせていただきました議案第 20 号、阿蘇市水道事業給水条例の一部改正についてをご説明させていただきます。

まず提案理由でございますが、本件は、水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしまして、174 ページに新旧対照表が出てございますが、これのまず第 33 条

関係でございます。この部分につきましては、ただ今申し上げました水道法の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制度が5年間でございますが、導入されることになったため、給水条例に規定された指定手数料に更新手数料を同額の1万円で追加するものでございます。あと、第8条と第38条等がございますが、これが第5条から第6条に変更してございますが、この分につきましては水道法の改正に伴い水道法施行令も改正されたため、給水条例中の水道法施行令第5条を第6条に訂正して改正するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと7分ほどございますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは午後1時から再開したいと思います。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

午前中の議案第19号の質疑で、谷崎議員からありました質問の件に関しまして、教育部長から説明がありますので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今、午前中にご質問がありました件について、お答えをいたします。

学校医の公務災害における補償の場合で、新型コロナウイルスでというご質問でございますが、学校医等におきまして、公務災害に当たるということであれば、公務災害の補償の対象になります。ただ、公務災害を認定する上で、新型コロナウイルスに特定をして申し上げますと、学校の中で新型コロナウイルスに感染したという証明等が必要になりますので、そういった公務災害の認定をするに当たっての審査を必要とすることになるかと思えます。そういった場合は教育委員会だけでは判断ができませんので、専門的な知識を有する方の所見とかを聞くということになります。全体的にそういった部分につきましては、非常勤公務災害補償事務負担金等を払っておりますので、そういった中で審査をして対象になれば支払いをしていくということになります。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ありがとうございます。ある一部の生命保険会社も新型コロナウイルスに対してあった場合に保険金を払うという声明を出したところもあるみたいなんです

が、大きな災害になったとき免責事項とかあつたりしますので、心配しています。3 月末までに収束すればいいんですけども、その後、新学期になれば健診、歯の健診とか、身体測定とか、いろいろ学校医の先生方も関わるがあると思いますので、十分気をつけられていただきたいと思います。

日程第 23 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 続きまして、日程第 23、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今、議題としていただきました議案第 21 号、令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊 1、1 ページをお願いいたします。はじめに、第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,982 万 2,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 185 億 8,605 万 1,000 円といたしております。

第 2 条の繰越明許費につきましては 6 ページ、第 3 条の地方債補正につきましては 8 ページのほうで説明をいたします。

まず、6 ページをお願いいたします。第 2 表の繰越明許費でございます。6 ページから 7 ページにかけまして、令和元年度中に事業の執行の終わらないもの見込みにつきまして、款項ごとに事業を記載しております。

8 ページをお願いいたします。地方債補正でございます。1 つ目の表の追加でございますのは、今回の補正予算におきまして新たに借入れを行う事業になります。下の変更につきましては、今年度の事業費の確定によりまして借入額の変更を行う事業になります。

9 ページをお願いいたします。林道整備事業につきましては、備考欄にありますとおり、補助事業の不採択によりまして借入れを行いませんので、起債の廃止となるものでございます。

12 ページをお願いいたします。歳入でございます。2 つ目の表、款 11 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、節 1 地方交付税でございます。12 月分の特別交付税の額が確定をいたしましたので、2 億 6,000 万円を追加いたしまして、交付税の総額は 60 億 5,610 万 9,000 円となっております。

これより他の歳入の主なものにつきましては、歳出のほうで説明をいたします。

19 ページをお願いいたします。歳入の合計でございます。以上のような補正の結果、歳入では 5 億 4,982 万 2,000 円を追加いたしまして、合計で 185 億 8,605 万 1,000 円といたしております。

次の 20 ページからが歳出になります。

飛びますが、28 ページをお願いいたします。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 21 貸付金でございます。阿蘇市病院事業会計へ一般会計から 2 億 6,000 万円

の貸し付けを行う予定にいたしております。

31 ページをお願いいたします。ここにはちょっと款項目が載っていませんけれども、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金でございます。説明の欄の 3 項目目担い手確保経営強化支援事業補助金とあると思いますが、これは農業用機械施設の導入に当たりまして、国 2 分の 1 の補助金となります。今回 4 つの経営体、合計 2,501 万 4,000 円となっております。一番下の阿蘇火山防災園芸対策事業補助金につきましては、降灰対策でございまして被覆資材の更新になります。県費 2 分の 1 以内の事業でございます。386 万 6,000 円を計上してございます。

32 ページをお願いいたします。目 13 畜産振興総合対策事業費、節 19 負担金補助及び交付金、説明の欄の一番下の事業になります。アフリカ豚コレラ進入防止緊急支援事業補助金とございます。これは、今回の国の補正予算で国が推し進めます緊急対策事業でございまして、要は外部の生物との接触を途絶するために、豚舎の敷地に塀をつくる、そういった事業の阿蘇市独自の上乗せ分の補助金となります。今回 6 経営体に補助金を出すことにいたしております。総額 233 万 9,000 円となっております。

33 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 4 施設管理費、節 13 委託料と節 15 の工事請負費でございますが、中岳中央火口園地整備工事とあるかと思えます。この事業につきましては、自然環境整備交付金を使った新火口見学エリアの整備でございまして、整備の内容といたしましては、車道、駐車場、転落防止柵、火山ガスの測定装置となっております。委託料に 348 万 7,000 円、工事請負費に 6,651 万 3,000 円、総額 7,000 万円の事業となっております。

34 ページをお願いいたします。目 5 夢の湯管理費、節 15 工事請負費でございます。ただ今夢の湯につきましては施設の改修を行ってございますけれども、新たに追加工事が必要となりましたので 1,550 万円を増額補正いたしております。

39 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 2 小学校費、目 3 小学校建設費、節 13 委託料と節 15 の工事請負費でございます。学校情報通信ネットワーク構築事業とあるかと思えます。この事業につきましては、文科省が G I G A スクール構想を推進いたしております。要は高速大容量の通信ネットワークの整備となります。工事請負費の小学校 5 校分 1 億 3,900 万円、構築事業の設計業務委託といたしまして 1,240 万円を計上いたしております。この 39 ページの一番下になります。項 3 中学校費、目 3 中学校建設費、この 13 委託料と節 15 工事請負費につきましては、先ほどの小学校の構築事業と同様でございます。中学校 3 校分の工事請負費といたしまして 8,000 万円、業務の委託として 720 万円を計上してございます。

42 ページをお願いいたします。歳出の合計になります。以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ 5 億 4,982 万 2,000 円を追加いたしまして、総額で 185 億 8,605 万 1,000 円といたしたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありま

せんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

33 ページの火口縁の工事ですが、これは今、規制中なんですけれども、工事はどうなっていくのか。その見通しについて伺います。

それと 34 ページ、夢の湯管理費の追加工事。毎回工事、入札して、落札して、設計、施工して、入札して工事やるんですが、毎回追加工事が 1 割程度出るんですよね。なぜ 1 割程度の工事が今回また出るのか、不思議に思うんですが、もともとの設計と違う状況が起きたのか。その具体的なことについて説明をお願いします。

それと、先ほど出ました学校の G I G A スクール、国が進めているということですが、これはどのぐらい、容量として何メガぐらい、1 ギガで高速移動するということですか。ちょっとわからないんですけども。その必要が、例えば子どもたちがみんな自宅にいて、そして通信でもって授業を受けるとかいうんだったらわかるんですけども、この事業自体がどういう必要性があるのかがわからないんですが、説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） まず、33 ページの商工費の節の工事費、中岳中央火口園地整備事業の部分についてでございます。こちらのほうは、火口見学の見学率が噴火後 2 分の 1 ぐらいになっているということで、風向きの影響があるということで、今の火口見学エリアよりも北西部に一つ設けようという事業でございます。ただ、現在この事業については、防災協のほうでまだ審議中でございます。現場をちょっと見ましようということになって、それからストップしている状態でございます。これと並行して、実はこれ、今回予算だけをちょっと計上させていただいたんですけども、大きな予算ということで、国・県にもご相談をしております、満喫プロジェクトの事業で自然環境整備事業の交付金を使うことで進めさせていただいております。その関係上、今回、予算だけ計上させていただくということで、まだ審議中の案件ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 夢の湯の追加工事の部分でございます。今回、夢の湯につきましては新築というよりも増改築という形で、木の部分をできるだけ残す形で設計しております。ただ、どうしても解体しないとわからない部分がちょっと発生しております、思いのほか腐食が進んでいたということがあったもので、今回追加工事という部分と、併せて今回についてはこれまで合併浄化槽をあちらについては使っております。ただ、隣接している道路に下水道が通っているということもありますので、今回この工事を機会に合併浄化槽を止めて下水道につなぎ込むという形も今回工事費に追加で入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただいまの 39 ページの質問でございます。先ほど財政課長か

らも説明があつておりましたけれども、国のGIGAスクール構想ということで、ただ今、子どもにタブレットを、5人に1台程度にしております。これを将来1人1台にしたいという計画がございまして、この中では今回、教室のLAN工事をしていきたいということを思っております。現在、子どもが全員タブレットを動かしますと速度が遅くなりますので、それに備えて大体10ギガ程度の環境をつくっていききたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

19番議員、河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番、河崎です。2点質問いたします。

まずは31ページの目3農業振興費ですけれども、このことについて、ようやく火山灰対策がなされたと思いますけれども、380万円では少ないとじゃなかろうかと思っております。そういうことと、もう一つ上の阿蘇市の献穀事業協議会の献穀事業負担金が250万円計上されておりますけれども、この献穀事業をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それと41ページ、アゼリアの委託料が計上されておりますけれども、これはもうこのとおりでいいんですけれども、よくお客さんから聞くのは火山灰あたりで屋根がつぶれていると。施設あたりは絨毯が傷んでいる、トイレが使われんと、女性のトイレは使われんらしいです。そういうところもあるので、これを機会にそういうメンテナンスあたりも必要じゃなかろうかと思っております。

以上、3つ質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず31ページ阿蘇火山防災園芸対策事業補助金につきましてご説明をさせていただきます。今回、補正ということで386万6,000円を計上させていただいておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、これだけでは当然対応できません。本年1月に市内の園芸農家に要望額調査を行いましたところ、約6,114万5,000円の要望額が出ております。面積といたしまして23.4ヘクタール、ハウスの棟数ということで約900棟要望が上がっております。これにつきましては、今回、県で補正予算ということで880万円ほどの、補助金ベースでございまして、全体の要望額が示されておまして、今回そのうちの386万6,000円を阿蘇市の分ということで計上させていただいております。従いまして、令和元年度につきましてが阿蘇市、南阿蘇村、高森町で事業要望をいたしている状況でございます。これについては、次年度以降も事業化されるということで県の方からお伺いしておりますので、全体の要望額に見合うような形で私どもも積極的に要望をしてまいりたいと思っております。

それから、上から2段目、阿蘇市献穀事業推進協議会負担金でございますが、こちらも献穀事業ということでございまして、10年に1回阿蘇地域に来る事業でございまして、今回阿蘇市で献穀事業を展開するような形になっております。内容については、11月23日の新嘗祭に対しまして阿蘇市の圃場で栽培しました米と粟を献上するという事業で、今回250万円計上いたしておりますけれども、これにつきましてはJA阿蘇からも同じく250万円負担

金ということで予定されておりまして、総額 500 万円の範囲内で事業展開をするような形になっております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 41 ページのアゼリア 21 のご質問をいただきました。今回、補正予算には指定管理者でございます東京アスレティッククラブと包括協定の中でリスク分担ということで 1,000 万円ほど上げさせていただいております。アゼリア 21 が 30 年近く、今たっておりまして、経年劣化が非常に発生しております。メンテナンスをとということで、早急にしなければならない部分を新年度予算のほうに計上させておりますので、またそちらの分についてはそちらのほうで説明していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 火山灰防災園芸対策について、俗に言うハウス農家なんですけれども、これが多額の予算の計上が新年度にもされますけれども、ハウスばかりじゃなくて、農業ばかりじゃなくてたくさん困ったお願いがしております。農家からの願いは、課長も県にもつないでいると思いますけれども、農家からこれをしてくださいという要望はこれには上がっておりませんけれども、今後上がってきますので、ぜひ新年度で対応をお願いいたします。

それと、献穀事業ですけれども、献穀事業については市長の施政方針の中にもあります。年頭のご挨拶の中にもありますけれども、阿蘇市とすればこのような復興イベントは必要じゃないかならうかと思っております。限られた予算で、もう本当に全国に誇れるような献上米ができればいいなと思っておりますけれども、その中で実行委員会が立ち上げてありますけれども、山田地区にはちょっと休憩のときにも議長にも冗談言いましたけれども、山田地区には、どこにその指定をするのかですね。まずは、どこで献上米はするのかというのをまずは質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今、議員のほうから山田というところで地区名が出されましたけれども、水掛の、俗に言う圃場整備ではなくて、集落の上部に当たります水掛の棚田という呼び方をいたしておりますけれども、そちらの圃場の一部を活用いたしまして、御田植祭等々の神事を行いまして、11 月 23 日の新嘗祭のほうに献上するという運びになっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 水掛棚田が出ましたけれども、山田地区には集落営農の山田もあります。それと、みずほ山田という農業の組織もあります。山田の棚田米もあります。そうということで、どこが主体になってやるのかというのが一番不安に思うわけなんですけれども、要はここに実行委員会が立ち上げてありますけれども、実行委員会が今までの過去の例を見ると、もうちょっと農家あたりを入れたならどうかなと思っております。せっかく 2、3 日前の新聞にも載ってございましたけれども、特 A 米を阿蘇が取ったわけですね。やっぱり品種は

コシヒカリを植えるべきと思っております。いかがでしょうか。これで3回目の質問です。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 事業推進委員会が一番事業決定する機関でございます、その下のほうに事業実行委員会というものを組織いたしております。この中に地元の区長様をはじめ、実際献穀される農業者の方も構成メンバーとして加わっていただいております。また、地元の農業委員さんのほうも構成メンバーという形で入っていただいておりますので、十分地域の方々も反映できるような実行委員会にするべきだと思いますけれども、一応メンバーにつきましては、この実行委員会のメンバーで審議を行いながら、地元との連絡調整を図りながら事業を進めさせていただきたいと思っております。

品種については、阿蘇コシヒカリを予定いたしておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

10 番議員、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番議員、菅でございます。2 点質問させていただきます。

26 ページの民生費、児童福祉総務費の中の扶助費、1,500 万円ほど減額になっておりますが、これは児童手当ということですが、これ何でこの減額になったのかと、阿蘇市で大体何名ぐらいの対象者がおるのか。

あと 1 点が、29 ページ、環境共生基金事業費の中で、委託料として希少植物保護事業委託料として 50 万円減額となっております。希少植物のこれは大事な事業と思いますが、この事業の内容と何で減額になったのか、2 点質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

この減額の理由なんですけれども、当初、これ計上する際はやはり見込みで立てるということになるんですけれども、児童手当を支給する世代のうち 100 人程度見込みよりも少なかったと。現在の受給資格者で言うと 1,419 名、資格者は、これは保護者のほうの人数で大体児童数でいくと 2,670 名が支給となっております。

○議長（湯浅正司君） 2 問目は所管です。

他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 32 ページのアフリカ豚コレラ進入防止緊急支援事業と書いてありますけれども、どういった対策をされるのか。私たちの近所にもこの豚舎がありますけれども、そういうところをされているのか。そういうところをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 32 ページの畜産振興総合対策事業費のアフリカ豚コレラ進入防止緊急支援事業補助金でございますけれども、この事業については先ほど財政課長のほうから説明があったとおりでございます、昨年国が緊急対策事業ということで事業を設けられまして、今回、市の単独事業ということで総事業費に対して 5.5%上乗せ補助する事業でございます。内容につきましては、今、アフリカ豚コレラとは違いますけれども、豚コレラ

ということで関東方面で流行しておりますけれども、これについては有効なワクチンが現在あります。そういう予防的な対策はできますけれども、アフリカ豚コレラについてはワクチンすら開発されていないということで、まだ国内では発生しておりませんけれども、万が一発生した場合の対策ということで、進入防止柵、ワイヤーネットでございますけれども、農場の周りに敷設するという事業でございます、感染要因とされております野生のイノシシを進入させないという防護柵を設ける事業になっております。阿蘇市管内の6事業者に対して今回支援の予定をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） それは、豚舎の周りに土手をつくったりとか、そういう事業も、フェンスですかね。土手も含まれるというか、そういう事業ですかね。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これにつきましては、国の事業に沿った形で事業要件が設けられておりますけれども、先ほど申しましたワイヤーネット、ワイヤーフェンス、それから当然支柱等がありますけれども、それが補助対象になっております。それ以外の基礎工事、過剰な基礎工事であるとか、土手の形成等につきましては補助対象外ということで、事業体さんが併せて実施されるのであれば、その分については自己負担という形になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 田中です。1 点だけお尋ねします。

7 ページの繰越明許費の中で道路維持事業の繰り越しが1 億 5,400 万円、これは何か大きな事業が中止になったわけですか。お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 内容といたしましては、阿蘇駅前の無電柱化工事が主に1 億 2,000 万円を占めております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 4 番の甲斐でございます。

33 ページの商工費、施設管理費、備品購入費、古代の里キャンプ場、洗濯機等ということで記載されております。若干、内訳を教えてくださいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） これ洗濯機等という説明がちょっと、最初いただいた説明を付けておりますので、実際の備品内容は、コテージ内の備品になります。まずは、コテージ内、冷蔵庫が3つ、レンジが冬場要ということでレンジが10 とレジスター1 です。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。実は、私も古代の里キャンプ場、何回か行かせていただいて、それぞれ施設が非常に老朽化しております。このことから、やはり公共施設でありますので、できるだけ手違いがないようにやっていただきたい。ちなみに券売

機にしても、動いたり、動かなかつたりという話を聞いております。やはり間違いがありま
すと非常に印象がよくないので、くれぐれもしっかりとその辺も対応していただきたいと思
います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 券売機は一度修理したんですけれども、またちょっと止まる
ことがあるということで、それでサポートと。全く壊れてはいないので、そのサポートと
いうことでレジスターを付けました。新しくというのもありますけれども、大体 200 万円ぐ
らいするということなので、今、お客様の頻度からいくと、他の管理の施設から見てもちょ
っと 200 万円の券売機の新しい投資というのが難しい状況でございますので、そこは使用頻
度と 1 年間やってみて、鑑みまして、そして考えていきたい。リースという考え方もあるか
もしれませんが、使用頻度と比べまして検討していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉正孝です。

31 ページ、農地費、これの一番下でございます。第 5 地区事業負担金、この第 5 地区と
いうのはたしか上西黒川、成川線のいわゆる水路の改修に伴う市道の拡幅工事だろうと思
いますけれども、私が覚えております限りでは 20 関係者に 39 筆がございますが、この方々と
の同意形成というのがすべて終わっておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ここに上がっている説明とは違いますが、道路改良の件でよろ
しいでしょうか。地権者の方との同意形成は取れております。数名、今交渉中でございます。
ほぼ用地提供 OK ということで。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） なかなか以前からあった、懸念されておる事業でございますので、
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 22 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 24、議案第 22 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会
計補正予算について」を議題といたします。

経済部長観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 別冊 2 をお願いします。ただ今、議題としていただきました
議案第 22 号、令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、ご説明します。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額からそ

れぞれ 3,482 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 6,213 万 9,000 円と定めています。

4 ページをお願いします。歳入です。款の使用料及び手数料、目の観光施設使用料、これは火口に行く公園道路の使用料になります。補正額は減額になりますが△8,432 万 4,000 円です。今年度は、4 月 14 日から立入規制で火口見学ができませんでしたので、4 月 14 日以降の収入分を落としております。従って、計の欄にあるのが 367 万 4,000 円とありますが、これが 4 月 1 日から 13 日間の使用料収入になります。このページの一番下の繰入金なんですけれども、一番下の節の計のところに 4,950 万円という数字が抜けておりました。すみません、大変申し訳ありませんでした。4 ページの一番下です。空白になっている欄ですね。ここに 4,950 万円と記載をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

続いて、5 ページをお開きください。歳出です。歳出補正については、火口見学ができず不用になったもの、また監視業務も体制をできるだけ効率化しましたので、委託料の減額などになります。目の公園道路管理費、補正額は△2,082 万 5,000 円です。内訳として、節 13、委託料ですね。公園道路業務管理委託料、ワークネットさんをお願いしている分なんですが、これを 1,047 万 8,000 円減額しております。その下の繰出金ですね、こちら防災協への繰出金になります。こちらのほうも警備会社への監視料を減額しておりまして 700 万円マイナスとしております。

6 ページをお願いします。款の観光振興、節の委託料ですね。阿蘇山上周辺下草刈り業務ということで、ミヤマキリシマ群生地の下草刈りになります。仙酔峡分と古坊中分なんですけれども、こちらのほうは先に効率化と言いましたけれども、道路管理委託業者の方に監視業務だけじゃなくてローテーションを工面して、草刈りや施設の修理も行っていただきましたので、実際、発注範囲が狭まりました。それによる減額になります。その下の予備費です。予備費も 1,064 万 5,000 円を減額しております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25 議案第 23 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 25、議案第 23 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 資料、別冊 3 をお願いいたします。ただ今、議題としていただきました議案第 23 号、令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正でございますけれども、第 1 条にござい

ますとおり、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に示したとおり、歳出のみの補正といたしております。繰越明許費補正についてでございますけれども、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、3 ページの繰越明許費で説明いたします。

3 ページをお願いいたします。款 2 事業費、項 1 下水道事業費の 1 億 6,190 万 7,000 円の繰り越しにつきましては、日本下水道事業団に委託しております下水道処理場新町汚水中継ポンプ場の改修工事及び黒川地区舗装本復旧、内牧地区のマンホール改修工事になります。

5 ページをお願いいたします。歳出でございますが、款 1 総務費、目 2 維持管理費、それと下の表の款 2 事業費、目 1 下水道事業費におきましては、人事院勧告に伴います人件費を補正しております。なお、維持管理費の 11 万 9,000 円、下水道事業費の 28 万 7,000 円の増額につきましては、次のページの予備費 40 万 6,000 円の減額による組み替えをしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 26 議案第 24 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 26、議案第 24 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました議案第 24 号、令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,498 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 36 億 5,465 万 6,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、節 5 財政安定化支援事業繰入金といたしまして 1,346 万円の減額をしております。こちらにつきましては、事業費が確定したことから減額調整するものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳出の款 3 国民健康保険事業費納付金の項 1 医療給付費分及び 2 段目の項 2 後期高齢者支援金等分、更に 3 段目の項 3 介護納付金分といたしまして、補正額の財源内訳のうち特定財源のその他ということで、先ほどの歳入減額分を減額しております。従いまして、同額を一般財源といたしまして予備費から充当しているものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 27 議案第 25 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 27、議案第 25 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました議案第 25 号、令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 202 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 4,702 万 6,000 円と定めております。

5 ページをお願いいたします。歳入です。歳入・歳出ともに、今回決算を見込みまして事業費の確定による過不足分を調整しております。主には、このページの下段の款 10 諸収入、目 1 第三者納付金といたしまして 201 万 5,000 円の増額をしております。この第三者納付金につきましては、平成 29 年の交通事故の被害者の方が利用された介護サービス費用につきまして、加害者との示談が成立したことから給付額の 8 割を受けるものでございます。

こちらにつきましては、7 ページの下段で詳しくご説明申し上げます。7 ページの下段の款 8 予備費に、先ほどの第三者納付金、こちらを 201 万 5,000 円充当し、計上しているものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 28 議案第 26 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 28、議案第 26 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました議案第 26 号、令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 101 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,499 万 1,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款 1 後期高齢者医療保険料につきまして、目 1 特別徴収保険料を 2,648 万 2,000 円減額いたしまして、目 2 普通徴収保険料につきまして 2,537 万 1,000 円の増額としております。合計 111 万 1,000 円の減額となります。決算を見込みまして過不足額を調整しているものでございます。

次のページをお願いします。歳出になります。2 段目の款 2 後期高齢者医療広域連合納付金ということで 111 万 1,000 円の減額としております。先ほど歳入で計上した分の保険料補正額、これと同額分を減額計上するものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 29 議案第 27 号 令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 29、議案第 27 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 資料は、別冊 7 になります。ただ今、議題としていただきました議案第 27 号、令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。第 1 条、補正予算（第 1 号）になります。第 2 条としまして、営業運転資金に充てるため一般会計から 2 億 6,000 万円を限度として借り入れるとさせていただきます。

補足説明をさせていただきます。営業運転資金とありますが、3 月末の現金不足が予定されることから、資金不足を解消するために市にお願いをしたところです。資金不足が発生すると企業債の借り入れに影響がありますので、その点を配慮していただきました。現金不足になる原因といたしましては、先日の全員協議会の中で決算見込みをご説明したところなんです。大きなものとしましては、やはり常勤医師が 2 名減ったことと、季節性インフルエンザの流行が例年に比べて少なかったということで、入院患者数の減、それが入院収益の減につながったことが現金不足に影響しております。また、今後になりますが、新型コロナウイルス感染で陽性患者が出た場合、院内感染防止のため、入院制限とか、外来診療制限等も懸念されるところでございます。もう一つ、資金不足というのは流動負債から流動資産を引いた答えが出るわけなんです。この中には引当金ということで本来現金の支出は不要なんで

すが、公営企業として計上義務が生じている引当金がございます、それが約 1 億円含まれております。非常にそのところは厳しいことですが、公営会計上、どうしても計上しなければならぬということで、その点も一般会計のほうにご説明を申し上げて配慮をさせていただいたところです。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 河崎です。

来年度計画の中に整形外科医 1、内科 2 の常勤医 3 名の追加になっております。10 名の常勤医体制ですけれども、非常勤医を入れると換算して何名体制になるのかを質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答え申し上げます。

常勤医は、説明したとおり 3 名増えて 10 名体制になるとおりなんですが、非常勤につきましては、まだ派遣していただく大学とかと調整が整っておりませんので、今のところまだ未定です。しかしながら、専門診療科は引き続きお願いをして来ていただこうということを予定しております。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

まず 1 つ目に、このいただいた資料で令和 2 年度の計画の中で医師が増えて入院収益が上がって、収益全体が上がっていることになりましたが、職員給与のほうは減額になっています。医師が増えた分、非常勤がその分、減るということでもいいのか。医師が増えたことが単純に収益増でつながる計算になっていますが、それで大体のところ見込みがあるのか、その 1 点をまず聞きます。

2 点目として、昨年度、平成 30 年度が赤字が 3 億 2,000 万円出ている中での 2 億 6,000 万円の借り入れでした。今回はそれよりも 8,000 万円増えて 4 億円の赤字で増えた中での 2 億 6,000 万円の借り入れ、その金額で足りるのかというのをお聞きします。足りない理由の一つとして、一つじゃないんですけれども、今、新型コロナウイルス対策で考えている中で、感染率とかいろいろ考えたときに、医療センターの減圧室では足りないと思うんですけれども、それに対して対応するのにある程度想定して予算を確保しておいたほうがいいんじゃないかということもございます。そういったところで、2 億 6,000 万円の借り入れで足りるのかについてお伺いします。

今度は借り入れなんですけれども、監査から指摘があったと思うんですが、企業会計は 3 月 31 日締めですので、それまでに現金化をきちんとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず、令和2年度の収支計画の見直しについては、全員協議会でご説明をさせていただいたとおりなんですが、経費につきましては当然ですけど決算見込みということで、推計値にはなりますが、こういった数字で収められそうということで想定をしております。あと、入院収益につきましては、やはり常勤医師が確保できれば常勤医師1人が稼働して上げていただく収益というのは大きな金額が期待できますので、今までの過去の常勤医師で上げていただいた入院収益とかを勘案しまして、プラス3名の増員分ということで上げさせていただいております。なので、明日、当初予算の説明をさせていただきますが、従来は収益のほうは推計で期待値という言い方をさせていただいておりましたが、かなり令和2年度からは実績の数値に近い数字を上げて予算化できるものと思っております。

それと、新型コロナウイルスのほうですね。早い話が、確かに2億6,000万円を市にお願いしたときには、まだ新型コロナウイルスもそんなに大きな問題化はしてなかったものですから、先ほども陽性患者が出たときには入院制限とか、外来診療制限というお話もさせていただきました。かなり流動的なところはありますが、これに伴って資機材で必要なものは当然ですが購入をしておりますし、多分後付けで補助金とかも出てくると思っております。今のところ現行の病院の予算の中で対応はできると思っておりますし、また今後、事態が悪化して非常に厳しい結果になれば、その時点で対応できる、一般会計のほうにも協議をお願いするところなんですが、最悪の場合は資金不足率が発生するという答えを出さないといけないのかなと思っております。

それと、感染症病床は4床です。それは、もう市議が懸念されるとおりなんですが、今のところ当院としても保健所に投げかけをさせていただきまして、4名以上の患者が発生した場合はどうするかということで、今のところの対策としましては、4階病棟をすべて陽性患者の治療に充てるということも今想定をしております。先日も申し上げましたが、当院としましては疑似患者の対応よりも陽性者が出た場合の治療に当たると、高齢者の重症化防止と、そういったことを方向としては、考え方として持っております。

昨年は一般会計からの借り入れは5月末ということになっておりましたが、今年度は事前に協議をさせていただきまして、予算が通れば3月末での借り入れをお願いしようということにしております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 全協の説明会るとき感染率をちょっと想定して、感染率0.1%、重症化率20%で、5人ぐらいと、医療センターは4室あるということで計算していたんですけども、二次医療圏ということになると阿蘇市だけじゃなくて結構範囲をカバーしないといけなくなると思うんですね、医療センターは。そういう意味からいくと10名になったりとか、また感染率が0.1から0.2とか、0.5とか増えていくとそれだけ増えていきますので、4階全体を重症患者に充てるのはいいと思います。それ以上のことも考えないといけなんでしょうけれども、さしあたって4階を重症患者を想定しておいて、転院される方、しやすい方を4階に集めとくのもいいかなと思うんですが、そのときに、例えば人工呼吸器とか、ある

いは酸素ボンベとか、そういった機材については足りているのか。私は足りていないと思うんですけども、大体いくつぐらいあって、足りるかどうかもちっとお聞きします。

あとは、外部受付とか、そういったのも必要になってくる事態があるかもしれないので、そういったのも想定しといたほうがいいと思います。

それと、借り入れの現金化については、3月31日をまたがないようにしていただいて、きちんと阿蘇市にも3月31日から利息を払っていただきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まず新型コロナウイルス感染症患者の受け入れなんですけど、かなり複数名といいましても多くなってしまうと、今、病院職員も不安を抱えながら従事しておりまして、果たして、例えば10名単位のときに病院のスタッフが対応できるかということは課題として残っております。今のところは、まず感染症病床の4床がうまるかどうか。うまった場合のその後の対応ですね。やはり段階的に進めていかなければならないと思います。

それと、県内でも二次感染症医療機関しか現在陽性患者の受け入れができておりませんが、熊本市の市民病院だけでしたので、今公的医療機関といたしまして、大学病院、済生会、熊本医療センターとか、陰圧室を備えた医療機関に要請をしております。なので、当院も、当院のキャパはもちろんなんですけど、体制が厳しいときにはそういった医療機関のほうに転院をお願いするというのも選択としてあるのかなと思っております。

それと、一般会計からの貸付金につきましては、3月末までの歳入を予定しておりますが、貸し付けの返済の期間とか、利率とか、それはまだ今協議しておりませんので、据え置き期間も含めて、また協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それで、医療スタッフの方々も不安を抱えながらの治療になると思います。それで、市民の皆様方にも協力をいただいて、疑わしいとか、そのぐらいということあれですけども、直接医療センターに来ないとか、やはり保健所を通してルートがありますよね。こういうときにはここに行ってください、一般の病院に行って検査してくださいとか、そういったルールを、市民の方に聞いてもなかなかルール分けというか、ルートの行き方とかもよくわからんと言われる方が結構おられます。そういったことで、直接医療センターに行かれるんじゃないかと、こういったことを通して来てくださいというのをもうちょっと周知のほうもよろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） その点につきましては、まだいろいろ流動的なところもございますので、当然国・県の指示を仰ぎながら、行政であるほけん課のほうも積極的にやっていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 次の開会は、2 時 15 分からです。2 時 15 分まで休憩いたします。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 30 議案第 40 号 阿蘇市建設計画の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 30、議案第 40 号「阿蘇市建設計画の変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 175 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました議案第 40 号、阿蘇市建設計画の変更について、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴いまして、阿蘇市建設計画の一部を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的に申し上げますと、法の改正によりまして、被災地以外の市町村における合併特例債の発行可能期間が 5 年間延長されました。5 年間延長されまして、合併年度及びそれに続く 20 年度と改正されたことに伴い、阿蘇市の建設計画の期間の延長と記載内容の一部の変更を行うものでございます。

詳しくは、175 ページ以後に変更後の阿蘇市建設計画を載せさせていただいております。特にこの阿蘇市建設計画につきましては、合併町村の代表者から構成されます法定協議会において承認されたものでありますので、詳細、大きな変更は行っておりません。数箇所説明申し上げます。

めくっていただきまして、1 ページになります。3 の計画期間、これにつきまして、平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年間と変更をいたしております。

54 ページのほう、財政計画につきまして、期間延長に伴いまして数値を追加いたしているとございます。その他、統計データの更新、文言の修正程度に止めております。

ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 31 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 32 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 33 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 34 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 31、議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第 34、議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 31、議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、日程第 34、議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 4 件を一括議題とすることに決定いたしました。経済部の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今、一括議題とさせていただきました議案第 41 号から議案第 44 号までの旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、ご説明申し上げます。

議案集の 176 ページからです。本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部変更したいので、地方自治法第 238 条 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号について説明いたします。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 2 万㎡です。申請者は議案記載のとおり、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 92 万円となっております。次ページに位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮町線西側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 178 ページをお願いいたします。議案第 42 号です。公用財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 4,000 ㎡です。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、使用料は 9 万 2,000 円となっております。次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮町線西側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 180 ページ、議案第 43 号です。公用財産の所在地につきましては、同じく一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目につきましては市有原野で、地積は 1 万㎡です。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間で、使用料は 46 万円となっております。位置図にございますとおり、現在は県道別府一の宮町線西側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、182 ページ、議案第 44 号でございます。公有財産の所在地につきましては、

阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目につきましては市有原野で、地積は 69 万㎡です。申請者は議案記載のとおりでございます。目的は放牧利用でございます。使用期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 10 年間で、使用料は 690 万円となっております。次ページの位置図でご説明申し上げます。現地は、木落牧場から舞谷地区へ向かう市道木落合戦群線西側の舞谷牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 議案第 42 号のこの申請者の二田水さんは、これは確認ですが、これはにんべんは要らないんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 申請者のお名前ですが、記載のとおりでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 35、同意第 1 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第 37、同意第 3 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、同意第 1 号から同意第 3 号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 35 同意第 1 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 36 同意第 2 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 35、同意第 1 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第 36、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、同意第 1 号並びに同意第 2 号は、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 35、同意第 1 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」並びに日程第 36、同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、一括議題としていただきました同意第 1 号及び第 2 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

まず本件につきましては、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の任期満了、令和 2 年 3 月 31 日でございますけれども、任期満了に伴い、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

それでは、まず 184 ページをお願いします。同意第 1 号でございます。選任したい方につきましては、塚本武敏氏でございます。3 期目、再任となります。

続きまして、185 ページをお願いします。同意第 2 号、選任したい方は江藤龍二氏、2 期目、再任となります。

両氏の経歴につきましては、186 ページに記載のとおりであり、欠格事項にも該当はいたしておりません。任期につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間としているところでございます。

ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 1 号並びに同意第 2 号について採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。従って、同意第 1 号並びに同意第 2 号の阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第 37 同意第 3 号 阿蘇市教育委員会委員の任命について

○議長（湯浅正司君） 日程第 37、同意第 3 号「阿蘇市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 187 ページをお願い申し上げます。ただ今、議題としていただきました同意第 3、阿蘇市教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

阿蘇市教育委員会委員の任期満了、令和 2 年 3 月 31 日でございますけれども、任期満了に伴いまして、次の方を阿蘇市教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命したい方は西本貴志氏、2 期目、再任でございます。任期につきましては、令和 2 年

4月1日から令和6年3月31日までの4年間、欠格事項には該当はいたしておりません。

経歴等につきましては、めくっていただきまして188ページ記載のとおりとなっております。

ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第3号について採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。従って、同意第3号、阿蘇市教育委員会委員の任命について、同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。どうも、お疲れ様でした。

午後2時30分 散会